

【計画の目的】

平戸市の一般廃棄物の適正処理について、総合的かつ計画的な施策を推進することを目的とします。

【計画の位置付け】

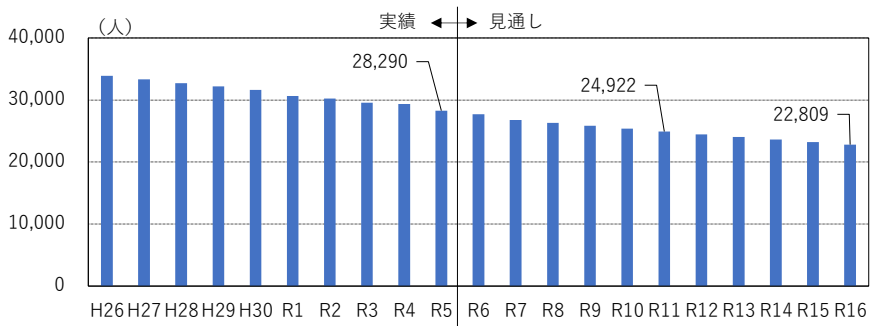
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、国や県等の関連計画と整合を図りながら策定します。

策定する計画は、いわゆるごみの処理に係る「ごみ処理基本計画」と生活排水（生活排水・し尿・浄化槽汚泥等）の処理に係る「生活排水処理基本計画」からなります。

【一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度】

R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)
基準 年度	計画 策定 年度					中間 目標 年度					計画 目標 年度
計画期間：令和7年度から令和16年度まで（10年間）											

【行政区域内の将来人口の推移】



【ごみ処理基本計画】

◆目標値（令和16年度）

資源化率：25.9%

減量化：一人一日当たりの生活系事業系ごみ合計排出量を740.4g/人日

◆基本方針

① 住民・事業者・行政が連携、協働した4R運動の推進

住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、連携して4R運動を実施することにより、一歩進んだ循環型社会の構築を目指していきます。

② ごみの減量化及び資源化の促進

これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めることにより、更なる減量化及び資源化の推進を図っていきます。

③ ごみの適正な処理・処分体制の継続

本市の収集区域及び収集・運搬体制、中間処理、最終処分については現行の体制を維持する方針とします。

④ 災害時の廃棄物処理体制の構築

災害廃棄物については、仮置き場の設定、処理方法等を具体化するため、関係機関との協議を進めるとともに、災害時における周辺自治体との円滑な連携が図れるよう体制を整えていきます。

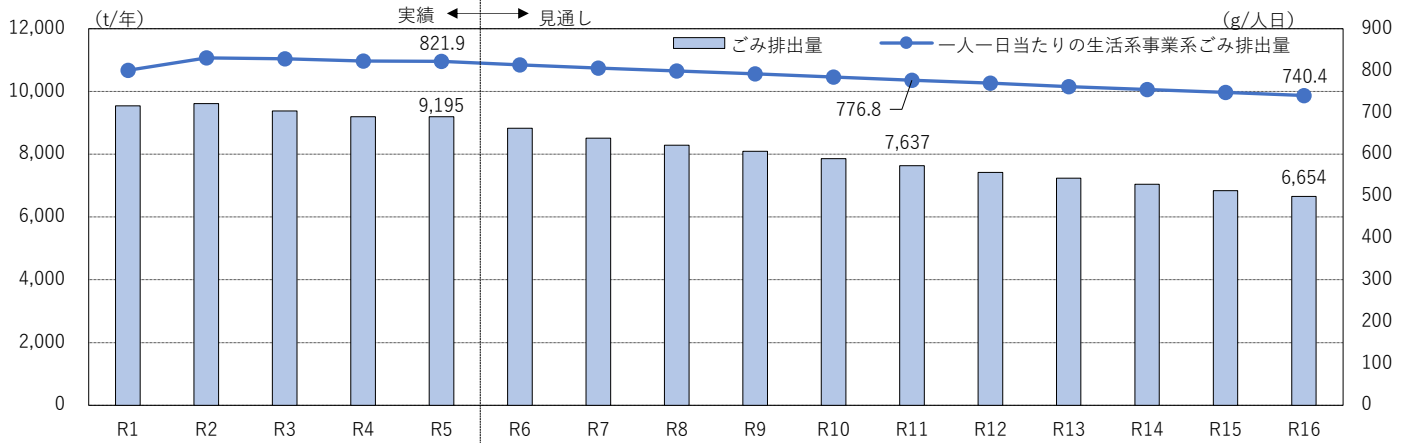
⑤ 地球温暖化防止への対応

マイバッグ運動の啓発、グリーンマーク等の環境に優しい商品の購入の推奨、ごみ量の減量化や分別の徹底によるリサイクル率の向上を図ります。

⑥ 北松北部クリーンセンターの更新

施設の稼働期間は令和15年度までとなっているため、令和16年度の新施設稼働に向けて、松浦市及び北松北部環境組合との協議を始め、方針を決定する必要があります。

●ごみ排出量の推計結果及び推移



【生活排水処理基本計画】

◆目標値（令和16年度）

汚水衛生処理率：62.0%まで引き上げ（令和5年度実績：44.9%）

◆基本方針

① 合併処理浄化槽の普及及び適正な維持管理の推進

「浄化槽設置整備事業」の継続実施による住民の設置費負担軽減を図ることにより、積極的に合併処理浄化槽の普及促進に取り組みます。また、浄化槽の定期的な清掃や保守点検による適正な維持管理が行われるよう指導及び周知を行います。

② 生活排水の適正な処理・処分体制の継続

本市が管理・運営している各生活排水処理に関する施設については、これまで同様に適正な維持管理を継続していく方針とします。

③ 集落排水施設への接続率の向上

計画区域内の生活排水は、集落排水施設による処理の推進を図ります。また、未水洗化世帯については、早期接続するよう、生活排水処理対策の必要性の啓発を行います。

④ 北松北部クリーンセンターの更新

施設の稼働期間は令和15年度までとなっているため、令和16年度の新施設稼働に向けて、ごみ処理施設及びリサイクル施設と併せて、松浦市及び北松北部環境組合との協議を始め、方針を決定する必要があります。

●生活排水処理形態別人口の推計結果及び推移

